

川口市監査告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和8年1月5日

| | | | |
|---------|---|---|-----|
| 川口市監査委員 | 西 | 原 | 信一郎 |
| 同 | 金 | 井 | 洋 |
| 同 | 関 | | 由紀夫 |
| 同 | 船 | 津 | 由徳 |

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

(1) 監査の対象

福祉部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和4年11月1日～令和4年11月29日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---------|--|
| (1)未収金 | ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか |
| (2)現金 | ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか |
| (3)補助金等 | ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか |
| (4)契約事務 | ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか |
| (5)財産管理 | ア 備品受払簿と現物の実地照合はされているか イ 返納手続済で処分されていないものはないか |

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和7年9月30日

(2) 監査の実施期間

令和7年11月4日～令和7年11月27日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により
試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[福祉総務課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 福祉資金等の貸付金回収金
- (イ) 第二庁舎使用料

イ 支出事務

- (ア) 社会福祉審議会等委員報酬
- (イ) 出演者等報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 第二庁舎自家発電装置修繕料
- (カ) 民生・児童委員協議会交付金等
- (キ) 福祉資金貸付金

ウ 契約事務

- (ア) 青木会館総合管理業務等の委託契約
- (イ) 第三庁舎電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[福祉監査課]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費

イ 契約事務

- (ア) 社会福祉施設工事検査業務等の委託契約
- (イ) 軽乗用車等の賃貸借契約

ウ 財産管理

- (ア) 備品管理

エ その他

(7) 前回の監査結果の改善状況

[生活福祉1課・生活福祉2課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(7) 生活資金等の貸付金回収金

(イ) 生活保護費等雑入

イ 支出事務

(7) ホームレス巡回相談員報酬

(イ) 生活保護嘱託医師報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 医療扶助費

(カ) 生活資金等の貸付金

ウ 契約事務

(7) 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付業務等の委託契約

(イ) 公用自動車（軽乗用車5台）等の賃貸借契約

エ 財産管理

(7) 備品管理

(イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

(7) 前回の監査結果の改善状況

[長寿支援課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(7) 老人ホーム入所者負担金

(イ) 老人福祉センター使用料

(ウ) ホームヘルプサービス利用雑入

イ 支出事務

(7) 生きがいづくりアドバイザー報酬

(イ) 地域リハビリテーション活動支援事業講師報償金

(ウ) 旅費

- (エ) 消耗品費
- (オ) 老人クラブ活動助成金等
- (カ) 重度要介護高齢者福祉手当

ウ 契約事務

- (ア) 緊急通報システム業務等の委託契約
- (イ) 共用車両（軽貨物）賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[介護保険課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 介護保険料
- (イ) 返納金

イ 支出事務

- (ア) 介護保険運営協議会委員報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金等

ウ 契約事務

- (ア) 要介護認定調査業務等の委託契約
- (イ) 自動車（軽貨物車）等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[障害福祉課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 障害者医療費雑入

イ 支出事務

- (ア) 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員報酬
- (イ) 登録手話通訳者選考審査員等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) ゆりヶ丘学園分場トイレ修繕料
- (カ) 地域活動支援センター補助金等
- (キ) 重度心身障害者福祉ガソリン利用料等の扶助費

ウ 契約事務

- (ア) リフト付自動車貸出事業等の委託契約
- (イ) 公用自動車賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[心身障害福祉センターわかゆり学園]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 生活介護事業所等の使用料
- (イ) 職員賄材料費等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 講師等の報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) わかゆり学園1階ラウンジ空調機等の修繕料

ウ 契約事務

- (ア) 運行業務等の委託契約
- (イ) 軽乗用車等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 原材料品の受払い
- (ウ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収入事務について

福祉総務課の貸付金元利収入において、収入の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

障害福祉課の雑入において、収入の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

心身障害福祉センターわかゆり学園の雑入の収納事務において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

長寿支援課の雑入において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

2 支出事務について

福祉総務課及び障害福祉課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

障害福祉課の消耗品費において、消耗品の購入が、川口市予算事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

心身障害福祉センターわかゆり学園の消耗品費において、一括して発注可能な消耗品が分割発注されており、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

3 契約事務について

長寿支援課の委託契約において、概算払の精算手続きが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

4 財産管理について

長寿支援課の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

心身障害福祉センターわかゆり学園の原材料品の受払いにおいて、原材料品の管理が、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

障害福祉課の郵便切手等の受払いにおいて、郵便切手等の管理が、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

第3 意見

1 契約事務について

福祉総務課の委託契約に係る告示文書について、指定された簿冊に綴られていないものが見受けられたので、適切に保存されたい。

障害福祉課の委託契約において、契約書に長期継続契約に係る契約解除条項について、適切に記載されたい。

心身障害福祉センターわかゆり学園の賃貸借契約において、契約書に長期継続契約に係る契約解除条項について、適切に記載されたい。

2 財産管理について

障害福祉課の所管する公印について、備品整理票が作成されていないので、作成の上、適切に管理されたい。

3 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。